

質問及び回答について

番号	質問	回答
1	これまでは見積提出による価格競争で同案件の業者選定を行っていたが、プロポーザルによる業者選定となった理由はどのような理由でしょうか。	事業者を価格のみによって選定すると、宿泊療養施設の稼働に必要な不可欠な看護師を十分に確保できなくなるおそれがあることから、競争入札によることはできないと判断しました。 そこで、看護師を安定して派遣可能な事業者を選定するために、価格だけではなく、事業者の宿泊療養施設への看護師派遣実績、同種の業務に勤務経験のある看護師の登録状況、欠員が生じた際のバックアップ体制などを審査する必要があり、プロポーザル方式により事業者の選定を実施することとしました。
2	見積書に表記する単価は交通費（旅費）含むとの認識で良いか。	お見込みのとおりです。
3	「派遣料の上限」が定められている上で、派遣単価の見積を求められているが、総派遣時間は流動性がある案件である。その為、派遣料の上限を超えうる可能性もあるが、その際は実働に対し、請求可能か。 出来ない場合、派遣料の上限の想定は日勤時間数、及び、夜勤時間数は何時間か、教えて欲しい。（内訳書が無い場合、単価設定が出来ない）	募集要項 2（4）の派遣料の上限を超えるような派遣依頼は行いません。 派遣料の支払いは、全ての実労働時間に対して行います。
4	派遣料計算は実働時間か、拘束時間か、どちらか。	派遣料の計算は、実労働時間により行います。 仕様書 5（2）アの例によれば、休憩時間を除いた、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 30 分までの勤務（8 時間）について、派遣料を支払います。また、看護師に対して時間外勤務を命じた場合は、追加で派遣料を支払います。
5	准看護師や男性看護師の受入れに関しては可能か。	仕様書の「4 看護師の資格条件」とおり、宿泊療養施設に派遣する看護師は、看護師資格を有している必要がありますので、准看護師の派遣は認めません。また、看護師の性別は問いません。
6	「あらかじめ定める派遣対象者の人数は 5 2 名程度とする」との表記があったが、どのような意図の人数設定か、教えて欲しい。また、場合によって超過しても良いか。	施設運営を円滑に行うためには、特定の看護師に繰り返し従事していただき、経験を重ねていただくことが望ましいと考えているため、ある程度の規模の派遣対象者をもってローテーションを組み、勤務していただくことを想定し、3 施設の合計で 5 2 名程度としています。 派遣対象者の人数が 5 2 名を超過すること自体は、差し支えありません。
7	提案する企画提案書について、A 4 のサイズ指定以外は「書式自由」とありますが、ページ数に上限はありますか。	企画提案書のページ数に上限はありません。
8	提案項目に「同種の契約の履行実績について～」とあるが、「自宅療養関連」、「保健所内住民相談」、「保健所内疫学調査」、「受診調整」、「入院調整」他、同種と捉えることができる業務はどのようなものがありますでしょうか。	「同種の契約の履行実績」としては、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設への看護師の派遣業務実績を必ず記載してください。 また、他の派遣業務実績についても、できる限り記載してください。
9	「契約保証金が免除できる場合がある」とあるが、本案件については契約保証金は免除の対象となるか。	契約保証金については、契約を締結する相手方により、納付を免除できるかどうか個別に判断することになります。なお、免除の可否の判断については、千葉県財務規則第 99 条の規定によることとなります。

※同種の質問については、趣旨が変わらない範囲でまとめている。